

治療専門医学物理士 第1回説明会 質疑応答概要

医学物理士認定機構では、新たに始めることになりました治療専門医学物理士の認定制度についての説明会を開催しました。本説明会における質疑応答の概要につきまして、関係の皆様のご理解を深めることを目的として公開致します。公開済みのFAQと合わせてご参考ください。

日時：2019年7月7日（日）14:00～16:00（前半45分はJBMPからの説明）

場所：首都大学東京荒川キャンパス 講堂

参加者数：61名

配布資料：治療専門医学物理士更新規程

治療専門医学物理士認定規程（公開済み・希望者のみ配布）

第1回治療専門医学物理士認定試験のお知らせ（公開済み・希望者のみ配布）

治療専門医学物理士認定試験出題要項（公開済み・希望者のみ配布）

Q 受験／更新要件の医学物理士として治療分野における臨床経験について

A 診療放射線技師として治療照射業務に従事している場合でも、放射線治療の医学物理業務（治療計画・品質管理業務等）にも従事していれば勤務年数をそのまま臨床経験年数として申請して受験可能です。教育・研究活動のみに従事している場合は対象外です。非常勤の場合、一義的に対象外となる訳ではないので、個別のケースについては相談してください。産休・育休の休職期間についても同様です。レジデントコースなどでしっかり経験を積んだ方を認定すべきとのご意見もありましたが、現在認定されているレジデントコースは2件だけであり、今後の課題として充実させていきたいと考えております。

また、3年間の臨床経験とは、受験資格の場合には医学物理士として認定されてからの期間内の3年間であり（大学院がんプロ教育コースなども可です。研究をしながら臨床業務をしていても問題ありません。）、更新資格の場合には更新の5年刻みの範囲内での3年間です。職場を移った場合には、臨床経験のある施設の病院長または診療施設長からの証明書を提出してください。診断部門への異動等により更新期間内にこれを満たせずに更新できず、その後治療部門に戻って経験年数を積んだ資格再取得を希望した場合に、試験を最初からやり直さなければならないかについては、まだ具体的にシミュレーションできていなかったため、今後検討させていただきます。

Q パブリックコメントについて

A パブリックコメントについては十分に議論・検討しました。本件のステークホルダーはがん患者さんであり、「国際標準を満たすような医学物理士の制度をどう思いますか」と意見を求めるべきだったかもしれませんが、その答えは以前から明らかであり、いつ始めるのかと

いう答えを出していないだけという認識であり、今回は実施の必要性はないと判断しました。

Q 本制度と保険加算等の関係について

A 現時点では資格取得のメリットとして保険加算があるとは言えない状況です。ある大きな学会の認定する制度が、今後必要だという事で皆が受けたが、全く必要がなく終わったという例は少なくありません。学会側の考えとそれを国がどう捉えるかというのは別物です。まずは国際基準に適合した医学物理士の認定をしっかりと行い、そういった人たちがいた方が良いという状況を作ることにより交渉が始められる側面もあります。

Q 国家資格化と医学物理士・治療専門医学物理士の関係について

A 医学物理士の国家資格化を目指す基本姿勢に変化はありません。2つの資格ができることについて他の専門的な資格に関して調べたところ、状況は様々です。例えば公認心理師が国家資格化されたものの、従来の臨床心理士を有する資格が欲しいという病院もあるのが現状です。少なくとも今まで医学物理士の資格を持っていた人が、治療専門医学物理士の資格がないとできなくなる業務はありません。また、JASTRO や厚労省にもそのように働きかけていく所存です。

Q 更新規程・認定費用について

A 更新規程については、皆さんの意見を踏まえて適宜改訂していきます。認定費用については、認定証を発行するための必要経費を徴収する必要がありますが、その額は認定者数に依存するので、最初はある程度の想定を前提に料金設定をする予定です。

Q 試験の公平性について

A 最初に ABR 認定医学物理士を試験官とする口頭試験を行い、口頭試験の試験官となる委員の追加認定を行いました。その内容について公開予定はございませんが、本制度の目的を勘案して慎重かつ適切に行っています。また、当日の試験問題および過去問についても公開しません。ABR 試験においても同様の対応がなされています。プールされた問題（過去問等から不適切問題などを取り除いた良問）からランダムに出すことにより、その年ごとの不公平感がなくなります。国家資格になった場合には試験問題の公開が勧告されていますが、現時点でこの試験内容の公開は考えていません。また、初年度の試験制度・出願要項の公示から試験までの期間が比較的短かったことに対して公平性に疑問があるとするご意見に対しては（保険加算等に関係する資格取得についての）、初年度受験することのメリットは無く、次年度受験して頂くことのデメリットもないことは申し上げておきます。とは言え、制度運用上の公平性の観点から、初年度に限っては、本制度の準備に関わった関係者の方には、受験を控えて頂くなどをお願いする措置はとらせて頂いています。